富士市告示第211号

次の書類については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、富士市役所福祉部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年11月20日

富士市長　　金指　祐樹

記

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称	備　考
池永　優	令和8年度 介護保険料額決定通知書	別紙のとおり
ＳＡＮＯ　ＩＷＡＦＯ　ほか2名	令和8年度 介護保険料額変更通知書	別紙のとおり
望月　節子	令和8年度 介護保険料口座振替不能通知書	別紙のとおり
浅賀　孝男　ほか22名	令和8年度 介護保険料2期督促状	別紙のとおり
浅賀　孝男　ほか24名	令和8年度 介護保険料3期督促状	別紙のとおり

注）　介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達事項

書類の名称　令和8年度　介護保険料額決定通知書

送達を受けるべき者　下記のとおり

氏　名
池永　優
合計1人
以下余白

送達事項

書類の名称　令和8年度　介護保険料額変更通知書

送達を受けるべき者　下記のとおり

氏　名
SANO　IWAFO
INOUYE　PEDRO
HAMAUE　NELSON　KAORU
合計3人
以下余白

送達事項

書類の名称　令和8年度　介護保険料口座振替不能通知書

送達を受けるべき者　下記のとおり

氏　名
望月　節子
合計1人
以下余白

送達事項

書類の名称　令和8年度　介護保険料2期督促状

送達を受けるべき者　下記のとおり

氏　名
浅賀　孝男
石脇　瑞世
太田　茂昭
大宮　徳雄
OMIYA　PEREZ　FRANCISCA　APARECIDA
長田　勝也
金　美順
清野　欣孝
五反田　和子
櫻田　裕子
佐藤　正
篠原　千賀子
鈴木　ミヤ
高岡　政則
髙田　雅彦
辻　憲一
露木　実
手塚　二男
成田　知隆
西　俊之
馬場　昭敏
深澤　一穂
深谷　栄子
合計23人
以下余白

送達事項

書類の名称　令和8年度　介護保険料3期督促状

送達を受けるべき者　下記のとおり

氏　名
浅賀　孝男
石脇　瑞世
太田　茂昭
大宮　徳雄
OMIYA　PEREZ　FRANCISCA　APARECIDA
長田　勝也
金　美順
清野　欣孝
五反田　和子
櫻田　裕子
佐藤　正
篠原　千賀子
鈴木　ミヤ
高岡　政則
髙田　雅彦
辻　憲一
露木　実
手塚　二男
成田　知隆
西　俊之
馬場　昭敏
深澤　一穂
深谷　栄子
望月　節子
YAMASHITA　DE　MELO　CELSO　APARECIDO
合計25人
以下余白